

動物実験委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、東京家政大学・東京家政大学短期大学部（以下「大学」という。）において動物実験を計画又は実施する際に遵守すべき基準を示すことにより、科学的及び動物保護の観点から適切な動物実験の実施を図ることを目的として定める。

2 この規程は、本学における教育、研究上行われる全ての動物実験に適用される。

(設置)

第2条 動物実験が前条の目的に沿って、円滑かつ適正に行われるため、大学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- 一 学部長（家政学部長）
- 二 実験動物管理者として学長が指名する者
- 三 動物実験関連の教員で、学長が指名する者若干名
- 四 動物実験に携わらない教員で、学長が指名する者若干名

2 委員会に委員長を置き、学部長（家政学部長）をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 委員会の招集は委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意による。
- 4 委員は、自己の申請に係る審査には、委員として関与することはできない。
- 5 委員会は必要に応じて、委員会の委員以外の教職員を出席させることができる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の各号について審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- 一 動物実験計画に係る飼養保管基準等及びこの規程への適合性に関する事。
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事。
- 三 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関する事。
- 四 動物実験等及び実験動物の適正な取扱いならびに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事。
- 五 自己点検・評価に関する事。
- 六 その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項。

- 2 委員会は、その責務を遂行するために必要あるときは、実験者、実験動物管理者及び飼養者（以下「実験者等」という。）に資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会の運営に関する事項は、必要に応じ別に定めるものとする。

（動物実験施設等の整備）

第7条 大学は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために、適切な動物実験施設、飼養施設を設け、その管理運営に必要な組織体制の整備に努めなければならない。

（動物実験計画の立案）

第8条 動物実験を立案する者は、動物実験の範囲を教育・研究目的に必要な最小限度に止めるため、適正な動物実験の選択及び実験方法の検討を行わなければならないほか、動物以外の実験系の開発にも努めることが望ましい。

- 2 供試動物の選択に当たっては、実験成績の精度及び再現性を左右する供試動物の遺伝的、微生物的品質、育成環境等を考慮しなければならない。

（動物実験計画の承認）

第9条 動物実験を実施しようとする者は、動物実験計画書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の計画書が提出されたときは、委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 学長は、委員会により、第1項の実験計画が適当と認められたときは、承認するものとする。
- 4 学長は、委員会により、第1項の実験計画が不適当とされた場合は、すみやかに実験計画の見直しを求めるものとする。
- 5 学長は、実施している動物実験の内容が、この規程の内容に反する恐れのあるときは、委員会の意見を聴いて、実験計画の承認を取り消すことができる。
- 6 実験計画を変更しようとする者は、動物実験変更届（様式第2号）を学長に提出しなければならない。この場合にも本条第2項から第4項の規定を準用する。

（動物実験の報告）

第10条 実験者は、前条第3項の実験が終了したときは、動物実験終了届（様式第3号）を学長に提出するものとする。

（実験動物の検収及び検疫）

第11条 実験者は、動物の発注条件、異常、死亡の有無等を確認し、動物の状態、受け入れ先、日時等を記録するとともに、検疫を実施しなければならない。ただし、実験者はこれらの作業を実験動物管理者に委託することができる。

- 2 検収、検疫を行った実験者又は実験動物管理者は、その記録を作成し、必要な期間保管しなければならない。

（実験動物の飼養管理）

第12条 実験動物の微生物汚染及び遺伝的コンタミネーション予防のため、実験動物を利用す

る実験者は全て登録制とし、登録者以外の動物実験施設等への入室は禁止する。

- 2 実験者等は、動物福祉の精神に従い、かつ安定した実験成績を入手するため、三者協力して適切な施設設備の維持管理に努めるとともに、適切な給餌、給水などの飼養管理を行わなければならない。
- 3 実験者等は、三者協力して実験中の動物についてはもちろんのこと、施設への導入時から不要時に至るまでの期間にわたって、実験動物の状態を観察し、必要に応じて適切な措置を講じなければならない。
- 4 実験者等は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(実験操作)

第13条 実験者は、実験にあたっては、麻酔薬を投与すること等によって、可能な限り実験動物に苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

- 2 実験者は、実験動物の苦痛などの判断にあたっては、必要に応じ、実験動物管理者又は委員会の助言を求めるものとする。

(実験終了後の処置)

第14条 実験者等は、動物実験を終了した動物の措置については、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)に定めるところにより行わなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第15条 大学において危険物質等を扱う動物実験を実施する場合は別に定める安全規則等に従わなければならない。

(緊急時の対応)

第16条 動物実験実施中において地震、火災の発生、その他緊急事態の発生を認めた者は、学校法人渡辺学園消防計画に則り、財務部管財課又は総務部総務課にその旨を通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた財務部管財課又は総務部総務課は、直ちに教育・学生支援センター教育・研究支援課に通報するとともに、災害拡大防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 教育・学生支援センター 教育・研究支援課は前項の通報を受けた場合、速やかに委員長及び学長に報告するとともに、必要に応じ関係機関へも報告しなければならない。

(教育訓練)

第17条 実験者等に対する教育訓練は、委員会が行う。

- 2 実験者等は、次に掲げる事項に関する所定の訓練を受けなければならない。
 - 一 関連法令、指針等、本学の定める規則等

- 二 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - 四 安全確保、安全管理に関する事項
 - 五 その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 3 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、これを5年間保存しなければならない。

(自己点検・評価)

第18条 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 委員会は、実験者等に自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 3 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第19条 本学における、動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。

(動物実験要綱)

第20条 本規程の実施に関し、必要な事項は要綱で別に定めるものとする。

(事務所管)

第21条 委員会の事務は、教育・学生支援センターにおいて行う。

(規程の改正)

第22条 本規程を改正する場合は、全学教授会の議による。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。